

# 八代っ子クラブと社会体育団体の違いについて

		八代っ子クラブ	社会体育団体 (クラブチームなど)	
運営・ 対象者・ 指導者	実施主体	保護者	クラブチーム等の団体	
	活動の目的	児童の健全育成を目的とした教育的活動の継続	団体毎に異なる (主に勝利・競技力の向上など)	
	設置における留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技力向上のみを目的としないこと。</li> <li>・活動内容、活動場所、活動時間は、児童や保護者に過度の負担にならないこと。</li> <li>・関係の校区クラブの承認のもとに行うこと</li> </ul>	各団体毎に取り決め	
	勝利至上主義の追求	できない	できる	
	対象地域	通学している小学校校区 ※合同クラブの設置も可能(条件あり)	制限なし	
	対象学年	4年生～6年生 ※3年生以下は条件あり	団体により個別に規定	
	指導者の選定 (県の指導者バンクも使用可能)	保護者 ※委嘱は校区クラブ	クラブチーム等の団体	
活動	活動(練習・試合)日数の制限	週4回まで	制限なし	
	練習可能時間 (学校体育施設) ※準備～片付け完了までの時間	平日	2時間以内 ※放課後～19時までのうち	19時～22時まで
		休日	3時間以内 ※利用可能時間～19時までのうち	利用可能時間～22時まで
	練習できない日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第1日曜日(家庭の日)</li> <li>・土日のどちらか</li> <li>・学校・PTA行事が行われる日</li> <li>・試合の翌日</li> <li>・熱中症警戒アラートが出ている日</li> </ul>	団体により個別に規定	
施設の 利用	施設優先予約	できる	できない	
	施設利用料	学校体育施設	減免可能 ※練習可能時間内のみ	有料
		校区コミセン	減免可能 ※総会・役員・保護者会等に限る(練習不可)	有料
	夜間照明	1時間のみ減免可能(11月～2月まで) ※期間外・時間超過は有料 ※休日利用不可	有料(19時～22時まで) ※校区により一部制限あり	
	設備使用料(エアコン等)	有料	有料	
試合・ 大会	練習試合	八代管内及び近隣市町村	制限なし	
	大会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・保護者の負担にならない範囲(毎週参加などは不可)</li> <li>※試合参加計画を作成し、保護者へ周知する。</li> </ul>	制限なし	

※減免・優先予約などの措置については、八代っ子クラブが所属する校区内に限ります。

※上記の内容を逸脱する場合、八代っ子クラブの活動として認められません。